

平成 23 年 10 月 5 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 詐欺行為取消請求事件

口頭弁論終結日 平成 23 年 8 月 3 日

判 決

原告 国

被告 株式会社 Y

主 文

- 1 株式会社 A と被告が、平成 20 年 4 月 23 日に別紙物件目録記載の不動産についてなした売買契約を、535 万 7 387 円の範囲で取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、535 万 7 387 円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

主文第 1、2 項同旨

第 2 当事者の主張

（請求原因）

- 1 原告は、株式会社 A に対し、平成 20 年 4 月 23 日、別紙債権目録記載のとおり、源泉所得税、消費税及び地方消費税合計 106 万 3010 円の各租税債権を有していた。
- 2 A は、被告に対し、平成 20 年 4 月 23 日、その所有する別紙物件目録記載の不動産（以下「本件土地建物」という。）を、代金 240 万 5 千 617 円で売り渡した（以下「本件売買」という。）。

3 Aは、上記の当時、債権者らに対し5012万円余の債務を負担していたが、その資産は2986万円程度であったところ、本件売買により、資産は2362万円余となり、平成20年5月には臨時株主総会で解散を決議し、同年9月2日清算を結了した。また、被告とAは、主たる目的、本店及び代表取締役が全て同一であり、役員の過半数も同じであり、本件売買のころは、足利税務署所部係官との間で前記滞納国税の納付折衝を繰り返しており、また、原告からは二回にわたり差押予告書の送達を受けていた。したがって、A及び被告は詐容の意思を有していた。

4 本件土地建物の本件口頭弁論終結時の時価は2460万円であり、これから同不動産が負担する抵当権者B農業協同組合に対する抵当権の被担保債務額1924万2613円を控除した残額は、535万7387円となる。

5 よって、原告は、被告に対し、詐害行為取消権に基づき、本件売買を取り消し、前記4記載の残額の価額賠償をなすことを求める。

(被告の認否及び主張)

請求原因1、2及び4は認め、その余は全て否認ないし争う。Aは、本件土地建物の平成17年当時の取得額2400万円で、本件売買を締結したものであり、A及び被告は、その当時、取得額より当時の時下は低下していると考えていた。また、本件土地建物を売却しなければ、Aは同土地建物の抵当権者に弁済ができないことになり、本件土地建物が競売された場合、その売却基準価額は鑑定額の5割ないし6割であり、抵当権者の被担保債権の全額の満足を受けることも極めて困難であった。これら事情によれば、A及び被告には詐害の意思はなく、原告の本訴請求は権利濫用である。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因1、2及び4は当事者間に争いがなく、同3は、証拠（甲1、2、9、10ないし16、鑑定）及び弁論の全趣旨により認められる。なお、証拠（甲10、鑑定）及び弁論の全趣旨によれば、本件売買の結果、Aの資産額は、

同当時の本件土地建物の時価額 2 9 1 0 万円から前記抵当権者 B 農業協同組合に対する抵当権の被担保債務額 1 9 2 4 万 2 6 1 3 円を控除した 9 8 5 万 7 3 8 7 円と、同売買の代金から同農業協同組合に弁済をした残額である 4 8 4 万 6 1 7 5 円との差額 5 0 1 万 1 2 1 2 円が減少し、2 4 8 5 万 7 6 7 6 円となったと認められる。

2 (1) 被告は、A においては、本件土地建物の平成 1 7 年当時の取得額 2 4 0 0 万円で、本件売買を締結したものであり、A 及び被告は、その当時、取得額より当時の時価は低下していると考えていたと主張する。しかし、上記事実を裏付けるに足りる証拠はなく、同主張にかかる平成 1 7 年当時の取得額自体、証拠 (甲 2 1、2 2、鑑定) に照らし妥当適切なものであったかに疑問があり、その前提自体とすることはできない。

(2) 被告は、また、A が本件土地建物を売却しなければ、同社は同土地建物の抵当権者に弁済ができないことになり、本件土地建物が競売された場合、その売却基準価額は、鑑定額の 5 割ないし 6 割であり、抵当権者の被担保債権の全額の満足を受けることも極めて困難であった旨を主張する。しかしながら、本件売買がなかったとした場合、本件土地建物が必ず競売にかけられたか否かは定かでないうえに、売却基準価額は、競売手続内での競争入札を前提とし、競売市場性減価等を施した最低額であるに止まるものであって、現実の売却価額が、売却基準価額と同額となることも必然的な事柄ではないことからすると、詐害行為における詐害性を判断する基礎となるのは、あくまでも通常売買を前提とした客観的な時価とするのが相当であるから、同主張は、この点でもとり得ない。

(3) その他、請求原因 3 に関し認められる前記事実関係に照らしても、A の詐害の意思は推認するに十分であり、被告の主張はこれを左右するには足りない。また、本訴請求が権利の濫用であるということもできない。

3 以上によれば、本訴各請求は、全て理由がある。

宇都宮地方裁判所足利支部

裁判官 畠山新